



厚生労働省

広島労働局

Press Release

厚生労働省
広島労働局発表
平成 28 年 9 月 15 日

担 当	広島労働局労働基準部監督課	
	監督課長	綿貫 直
	特別監督官	井上和秀
	電話 082-221-9242	

外国人技能実習生雇用事業場の平成 27 年監督指導結果

広島労働局（局長 内田 昭宏）は、管内 8 労働基準監督署が、県内で外国人技能実習生を雇用する事業場を、平成 27 年 1 月～12 月に監督指導（臨検調査等）した結果を取りまとめましたので、公表します。

【平成 27 年監督指導結果の概要】

- 1 監督対象 376 事業場の 74.5%^{※1}（280 事業場）に、何らかの労働基準関係法令違反が確認されました。
※1 全国平均 71.4%
- 2 主な違反の内容は、安全衛生基準に係る措置義務のほか、労働時間に関するもの、賃金（最低賃金）や割増賃金の不払いなどです。
- 3 業種別では、輸送用機械器具製造業と食料品製造業は労働時間に係る違反が多く確認され、金属製品製造業は安全基準に係る違反が多く確認されました。
- 4 技能実習生に対し、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を、入国 1 年目は 1 時間当たり 300 円、入国 2 年目は 1 時間当たり 500 円しか支払わず、法定の割増賃金を支払わなかった違反が確認されました。
- 5 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 4 件でした。（なお、送検した事案については、その都度、広報しています。）

広島労働局と各労働基準監督署では、監督指導や集団指導の実施等により、関係法令の周知と法違反の是正指導に努めるとともに、重大悪質な法令違反を送検するなど、引き続き厳正に対応します。

1 受け入れ事業場に係る監督指導結果（過去5年間）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
監督指導事業場数	208	239	250	251	376
違反事業場数	174	202	205	186	280
違反率（%）	83.7%	84.5%	82.0%	74.1%	74.5%
全国違反率（%）	82.0%	79.1%	79.6%	76.0%	71.4%

（注）違反事業場数には、外国人技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれている。

2 違反の内訳（平成 27 年）

（1）主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数（違反率）	
安全基準※ ¹	92（24.5%）	
労働時間（労基法第32条）	91（24.2%）	
衛生基準※ ²	59（15.7%）	
賃金の支払（労基法第24条）	46（12.2%）	
割増賃金の支払（労基法第37条）	46（12.2%）	
労働条件の明示（労基法第15条）	44（11.7%）	
法令等の周知義務（労基法第106条）	38（10.1%）	
健康診断	36（9.6%）	
就業規則（労基法第89条）	34（9.0%）	
寄宿舎関係（労基法第96条）	安全基準	29（7.7%）
	衛生基準	2（0.5%）
最低賃金の支払（最低賃金法第4条）	13（3.5%）	

※1 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※2 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

（2）主要業種別の違反状況

業種	違反事項（違反率）
輸送用機械製造業(159社)	労働時間(26.4%) 安全基準(24.5%) 衛生基準(18.9%)
金属製品製造業(56社)	安全基準(35.7%) 衛生基準(26.8%) 労働時間(23.2%)
食料品製造業(42社)	労働時間(28.6%) 安全基準(21.4%) 法令等の周知(21.4%)

3 違反例

- (1) 賃金に関する控除協定なく家賃、弁当代、親睦会費等を各月の賃金から控除し、賃金を全額支払っていなかったもの。
- (2) 36 協定特別条項による延長時間が1か月90時間であるが、最大118時間の時間外労働を行わせていたもの。また、限度時間を超える月が年間6回を超えていたもの。
- (3) 広島県特定最低賃金（広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金）が適用される技能実習生に対し、当該最低賃金額（時間額827円）を下回る時間額750円を支払っていたもの。
また、広島県特定最低賃金（広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）が適用される技能実習生に対し、当該最低賃金額（時間額796円）を下回る時間額750円を支払っていたもの。
- (4) 技能実習生を寄宿させている事業附属寄宿舎について、容易に屋外の安全な場所に通ずる避難用階段又は避難設備を設けていなかったもの。
- (5) 物体が飛来することによる危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、技能実習生に対して保護具を使用させる等、当該危険を防止するための措置を講じなかったもの。
- (6) 高さが2メートル以上の物品揚卸口で墜落による危険のおそれがある箇所に、覆い等の墜落防止措置を講じていなかったもの。

4 送検事例

事例1：金属製品製造業を営むA社と代表取締役Bを最低賃金法違反の疑いで送検

外国人技能実習生5名を含む労働者14名に対し、平成26年4月分から同年9月分までの6か月分の定期賃金について、広島県最低賃金額（時間額733円）以上で計算した賃金総額7,809,085円を、それぞれの所定支払日である毎月10日に支払わなかったため、A社及び代表取締役Bを送検した。

【違反事実】

[最低賃金法第4条違反]

上記賃金総額7,809,085円は最低賃金額での金額であり、6か月分の賃金のうち不払となっている金額は13,790,121円であった。

事例2：衣服卸売業を営むC社と代表取締役D取締役Eを労働基準法違反の疑いで送検

代表取締役Dと労務担当取締役Eは、技能実習生5名に対して時間外労働に関する労使協定で定めた延長時間を超えて労働させ、かつ、その時間外労働の一部について、法定の割増率で計算した金額を支払っていなかった。さらに、臨検監督時に労働基準監督官に対して、虚偽内容の賃金台帳を示し、技能実習生に適正に賃金を支払っていると陳述（説明）を行ったことから、C社及び代表取締役Dと労務担当取締役Eを送検した。

【違反事実】

[労働基準法第32条第1項、第2項]

技能実習生に対して、時間外労働に関する労使協定で定めた延長時間を超えて時間外労働を行わせていたもの。（1週間について最高19時間）

[労働基準法第37条第1項]

時間外労働について、法定の割増率以上の率で計算した割増賃金を支払わなかったもの。

（1時間当たり400円支払ったのみ。総額約150万円の不払い。）

[労働基準法第101条、第120条第4号]

労働基準監督官の調査に対して、虚偽の賃金台帳を示し、また、虚偽の説明を行ったもの。

事例3：食肉加工業を営むF社と工場長Gを労働安全衛生法違反の疑いで送検

工場長Gは、技能実習生を雇い入れ、食肉を加工する機械を使用させるに当たり、機械の作業手順や危険性等について、雇入れ時の教育を行わなかったもの。当該技能実習生は、平成27年1月10日、加工機を使用して作業中、機械に右手を巻き込まれ、5指を切断した。

【違反事実】

[労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条違反]

技能実習生を雇い入れたとき、従事させる業務に関する安全衛生教育を行わなかったもの。

事例 4：船体ブロック製造業を営むH社と取締役 I を労働安全衛生法違反の疑いで送検

H社の取締役 I は、安全衛生推進者として労働者の保護具使用の管理や作業場内の巡視を含む安全管理業務全般を担当する者であるが、平成 27 年 8 月 3 日、同社工場内で、技能実習生に船体ブロック壁面の仮溶接作業を行わせるに当たり、保護帽を着用させる等の物の飛来による危険防止措置を講じていなかったとして、H社及び取締役 I を送検した。

【違反事実】

[労働安全衛生法第 21 条第 2 項 労働安全衛生規則第 538 条]

技能実習生は、チェーン等で仮止めされていた船体ブロックの壁面が倒壊した際に、頭部を強打し、同日死亡したものであるが、災害発生時、保護帽を着用しておらず、布頭巾のみで作業を行っていた。

※ なお、送検した事案については、その都度、広報しています。